

建設工事における余裕期間制度に対するQ & A

Q 1)実施要領第3条(5)全体工期と(9)契約期間は異なるのか。

A 1)全体工期と契約期間は同じ期間となります。(どちらも余裕期間+実工期)

Q 2)実施要領第4条の対象工事は、(1)(2)(3)以外であれば、すべての工事(等級に関係なく)が対象となると理解してよいのか。

A 2)対象工事は、実施要項第4条(1)(2)(3)以外の工事で、入札公告及び特記仕様書に余裕期間を設ける工事であることが明記されている工事となります。

Q 3)実施要領第2条に「建設資材、技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設ける・・・」とあるが、工事着手前の建設資材の調達は、出来るのか。

出来るのであれば、その事前の確認(主要資材承認届の提出)はどのようにして行うのか。(現場代理人、主任技術者不在)

A 3)余裕期間内の準備(資材や労働者の確保)は、受注者の責で行うこととなります。

また、事前の確認については、現場にまだ入っていないので確認(工事資材使用届出書の提出)は不要(事前に監督員の確認が必要な材料を除く)です。

余裕期間にできる作業とできない作業の具体例は、Q13を参照してください。

Q 4)任意着手方式で余裕期間は短縮せず、実工期の終期のみ前倒しする場合、契約変更は必要か。

A 4)契約変更は不要です。実工期の終期のみを前倒しする場合は、完成通知書を受注者から提出させ工事を完了してください。

Q 5)発注者指定方式で設定した場合、地元の都合や関係機関との調整等により、工事の始期が変更(前倒し、延期)になった場合は、変更契約の手続きが必要か。その場合の、打合せ簿は誰と取り交わすのか。(現場代理人、主任技術者不在)

A 5)原則、工事の始期の変更は認めておりませんが、やむを得ない理由により工事の始期を前倒しする場合については、受発注者双方で協議を行ってください。

また、工事の始期の延期はできません。延期部分については、工事一時中止の手続きにより対応してください。

受注者が監督職員と協議を行う場合は、余裕期間であり、現場代理人等通知書が提出されていない場合は、受注者の代表等が協議を行ってください。

Q6)任意着手方式、フレックス方式で設定した場合、受注者の都合で工事の始期に変更が生じれば、その手続きはどうするのか。(現場代理人、主任技術者不在)

A6)原則、工事の始期の変更は認めておりません。やむを得ない理由により工事の始期を前倒しする場合については、受注者が監督職員と協議を行ってください。

受注者が監督職員と協議を行う場合は、余裕期間であり、現場代理人等通知書が提出されていない場合は、受注者の代表等が協議を行ってください。

また、工事の始期の延期はできません。延期部分については、工事一時中止の手続きにより対応してください。

Q7)Q5)Q6)で余裕期間が180日間を超える場合の対応はどうするのか。

A7)工事の始期の延期はできません。延期部分については、工事一時中止の手続きにより対応してください。なお、余裕期間は180日を超えることはできません。

Q8)余裕期間の方式については、事前に発注者で決定することになるが、契約した後に受注者と協議し、方式を変更することは可能か。

A8)方式の変更はできません。事前にいずれかの方式で設定するか検討してください。

Q9)余裕期間内に歩掛や労務単価が変更になる場合の対応はどうするか。(「契約時点から変更しない。」or「契約後の工事着手以前に変更になった場合は、変更で対応する。」)

A9)契約時点から変更しません。

Q10)発注者指定方式で工事始期日は日数で指定することができるか。

A10)できません。契約日を受注者が選択できるため、契約日次第では工事の始期が土日等になることがあるためです。

Q11)任意着手方式、フレックス方式で、余裕期間を日数で指定した場合、期限日が土日等になることがあるが、その時の始期の設定はどうするのか。

A11)「土日等以外」で工事の始期を選択してもらう必要があります。

Q12) 余裕期間中に、発注者から受注者へ図面、数量計算書等の資料の提供を行ってよいか。

A12) 図面、数量計算書等の資料の提供することは可能です。

Q13) 余裕期間内にできること、できないことはあるか。

A13) 余裕期間内は、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。

ただし、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできます。

例をご参照ください。

【余裕期間内にできる作業の例】

- 労働者の確保
- 資材の準備(現場への搬入は不可)
- 工事看板等の作成

【余裕期間内にできない作業の例】

- 現場事務所の設置
- 工事看板等の設置
- 現地測量
- 支障物件の撤去
- 樹木伐採、除草
- 工場製作工
- 現場への資機材の搬入
- 工事のお知らせの配布
- 工事写真の撮影